

○財務省告示第三百十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十四年十月四日

財務大臣 城島 正光

輸出統計品目表第二十九〇三・三九号を次のように改める。

2903. 39	――その他もの	K G
100	――臭化メチル	
210	――ふつ素化誘導体	
220	――ペルフルオロメタン（PFC-14） ――ペルフルオロエタン（PFC-116 ）	K G
310	――ペルフルオロプロパン（PFC-21 8）	K G
320	――ペルフルオロヘキサン（PFC-51	

—14)

K G

— — — ジフルオロメタノ (HFC-32)

K G

— — — ペンタフルオロエタン (HFC-12

5)

K G

— — — 1 · 1 · 1 · 2 — テトラフルオロエ

K G

タノ (HFC-134a)

K G

— — — 1 · 1 · 1 — ブリフルオロエタン (

HFC-143a)

K G

— — — 1 · 1 — ジフルオロエタン (HFC

-152a)

K G

— — — 1 · 1 · 1 · 3 · 3 — ペンタフルオ

ロブロボン (HFC-245fa)

K G

— — — 1 · 1 · 1 · 3 · 3 — ペンタフルオ

ロブタノ (HFC-365mfc)

K G

— — — その他のもの

K G

— — — その他のもの

K G

輸出統計品目表第11九〇11・七九弐廿

「 | 900 | ——その他もの

| K G |] を

「 | ——その他もの

910 ——その他ハロゲン化誘導体（メタン
、エタン又はプロパンをふつ素及び
臭素を用いてハロゲン化したものに
限る。）

990 ——その他もの

| K G |
| K G |]

改める。

輸出統計品目表第11九〇11・八九弐を次のように改める。

2903. 89 | ——その他のもの

100 ——ペルフルオロシクロブタン（PFC—
c 318）

900 ——その他のもの

| K G |
| K G |]

輸出統計品目表第11九〇九・一九弐を次のように改める。

2909. 19 | ——その他のもの

に

100	— — — 飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体	K G
900	— — — その他のもの	K G
3210. 00	輪田統祐品田兼継川口・○〇印を含むもの。	
	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカーや及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	
3703. 90	輪田統祐品田兼継川口・丸印を含むもの。	
	—その他のもの	
3824. 78	輪田統祐品田兼継川口・七七八印を含むもの。	
	—ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）	
110	— — 1・1・1・トリフォルオロエタン（H	

F C - 143 a) 、ペンタフルオロエタ

ン (HFC - 125) 及び 1 · 1 · 1 ·

2 - テトラフルオロエタン (HFC -

134 a) をそれぞれ 52 : 44 : 4 の割合で

含有するもの (R - 404A)

K G

— — — ジフルオロメタン (HFC - 32) 、ペ

ンタフルオロエタン (HFC - 125)

及び 1 · 1 · 1 · 2 - テトラフルオロ

エタン (HFC - 134 a) をそれぞれ 2

3 : 25 : 52 の割合で含有するもの (R

- 407C)

K G

130 — — — ジフルオロメタン (HFC - 32) 及び
ペンタフルオロエタン (HFC - 125

) をそれぞれ 50 : 50 の割合で含有する

もの (R - 410A)

K G

140 — — — 1 · 1 · 1 - テリフルオロエタン (H

F C - 143 a) 及びペンタフルオロエ

タン (H F C - 125) をそれぞれ 50 : 5

0 の割合で含有するもの (R - 507 A)

900 ——その他もの

輸出統計品目表第 111・110 号及 111・111 号

——パンティストッキング、タイツ、ストッ
キング、ソックスその他の靴下類

210 ——パンティストッキング及びタイツ

295 ——その他もの

P R

K G

」

——パンティストッキング、タイツ、ストッ
キング、ソックスその他の靴下類

P R

K G

」

改め。

輸出統計品目表第 111・110 号

——食卓用品（組物を含む。）

120 ——32 個以上の組物

D Z

K G

」

を

130 ——32 個未満の組物又はばら物

D Z

K G

」

を

「 | | 100 | - 食卓用品 (組物を含む。) | D Z | K G | 」に
改める。

輸出統計品目表第八四一八・二九号を次のように改める。

| 8418. 29 | 000 | --その他のもの | N O | K G |

輸出統計品目表第八四五七・二〇号を次のように改める。

| 8457. 30 | 000 | マルチステーショントランスファーマシン | N O | K G |

輸出統計品目表第八四五九・二九号を次のように改める。

| 8459. 29 | 000 | --その他のもの | N O | K G |

輸出統計品目表第八七〇三・二一号中「550立方センチメートル」を「660立方センチメートル」に
改める。

輸出統計品目表第九〇一七・八〇号を次のように改める。

| 9017. 80 | 000 | - その他の機器 | N O | K G |

輸入統計品目表第〇五・〇八項中

「 | | — その他のもの

250 | — 貝殻

を

| 290 | --その他のもの

| K G

| 200 | - その他のもの

| K G

改める。

輸入統計品目概要 | 丸・円丸や次のよう改める。

2903. 39 | --その他のもの

--臭素化誘導体

K G

011 | ---臭化メチル

K G

--その他のもの

--ふつ素化誘導体

K G

021 | ----ペルフルオロメタン (PFC-14)

K G

022 | ----ペルフルオロエタン (PFC-116

)

K G

051 | -----ペルフルオロプロパン (PFC-21

8)

K G

052 | -----ペルフルオロヘキサン (PFC-51

-14)

K G

023	— — — ジフルオロメタン (HFC-32)	K G
024	— — — ペンタフルオロエタン (HFC-125)	K G
031	— — — 1・1・1・2 — テトラフルオロエタン (HFC-134a)	K G
039	— — — — 噴霧器に充てんしたものの	K G
026	— — — — その他のもの	K G
	— — — 1・1・1 — トリフルオロエタン (HFC-143a)	K G
	— — — 1・1 — ジフルオロエタン (HFC-152a)	K G
041	— — — — 噴霧器に充てんしたものの	K G
049	— — — — その他のもの	K G
053	— — — 1・1・1・3・3 — ペンタフルオロブロボペーン (HFC-245fa)	K G
054	— — — 1・1・1・3・3 — ペンタフルオ	

ロブタン (H F C - 365 m f c)

K G

029
———その他のもの

K G

090
———その他のもの

K G

輸入統計品目表第11九〇三・七九四四

「 | 900 | ——その他のもの

| K G | 「」を

「 | ——その他のもの

| K G | 「」を

910
———その他のハロゲン化誘導体 (メタン
、エタン又はプロパンをふつ素及び
臭素を用いてハロゲン化したものに
限る。)

990
———その他のもの

K G

K G

改める。

輸入統計品目表第11九〇三・八九四四

「 | 090 | ——その他のもの

| K G | 「」を

「 | ——その他のもの

| K G | 「」を

091
———ペルフルオロシクロブタン (P F C

— c 318)

099 — — — その他のもの

K G

K G

に

改める。

輸入統計品目表第11九〇九・一九号中

「 | 090 | — — — その他のもの

K G

」を

「 | 091 | — — — 飽和非環式エーテルのふつ素化誘導

体

K G

に

099 — — — その他のもの

K G

」

改める。

輸入統計品目表第11一〇一一・九〇号を次のように改める。

3102. 90 | 000 | — その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）

M T

輸入統計品目表第11一〇一二・一由中を次のように改める。

3204. 15 | 000 | — 建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれ

をもどとした調製品

K G

輸入統計品目表第三七〇一一・四四から第五〇一〇一一・四四までを次のように改める。

3702. 42 000 ——幅が610ミリメートルを超えるもの（カラー写真用の
メートルを超えるもの（ポリクローム）を除く。）

S M

3702. 43 000 ——幅が610ミリメートルを超える、長さが200
メートル以下のもの

S M

3702. 44 000 ——幅が105ミリメートルを超えて610ミリメー
トル以下のもの

S M

輸入統計品目表第三七〇一一・四四から

——幅が35ミリメートルのもの

S M

を

011 ——ネガ用のもの

S M

M

」

を

019 ——その他のもとの

S M

M

を

「 010 ——幅が35ミリメートルのもの

S M

M

を

改める。

輸入統計品目表第三七〇一一・五五号中

「 | 011 | —————ネガ用のもの | S M | M | を
削る。

輸入統計品目表第三八〇八・九一弐

「	—	—	—	—	その他		S M	M	を
092	—	—	—	—	殺だに剤		K G		
099	—	—	—	—	その他		K G		
— 099	—	—	—	—	その他		K G]	に

改める。

輸入統計品目表第三八〇八・九九号を次のよう改める。

| 3808.99 | 000 | ——その他のもの | K G |

輸入統計品目表第三八〇四・七八号を次のよう改める。

3824.78 | ——ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 又はハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに

限る。)

110 —— 1・1・1 — トリフルオロエタン (H

F C - 143 a) 、ペンタフルオロエタ

ン (H F C - 125) 及び 1・1・1・

2 — テトラフルオロエタン (H F C -

134 a) をそれぞれ 52 : 44 : 4 の割合で
含有するもの (R - 404 A)

120 —— ジフルオロメタン (H F C - 32) 、ペ

ンタフルオロエタン (H F C - 125)

及び 1・1・1・2 — テトラフルオロ

エタン (H F C - 134 a) をそれぞれ 2

3 : 25 : 52 の割合で含有するもの (R

- 407 C)

K G

130 —— ジフルオロメタン (H F C - 32) 及び

ペンタフルオロエタン (H F C - 125

) をそれぞれ 50 : 50 の割合で含有する

K G

もの (R - 410A)

K G

140 —— 1・1・1 — トリフルオロエタン (H
F C - 143a) 及びペンタフルオロエ
タン (H F C - 125) をそれぞれ 50 : 5

0 の割合で含有するもの (R - 507A)

900 —— その他のもの

K G

輸入統計品目表第四四一八・九〇弐

「 120 —— その他のも (少なくとも一の外面
の单板が針葉樹以外のものに限る。
)

C M

K G

削
る。

輸入統計品目表第四四一八・九〇弐

「 | 222 | ——構造用集成材

C M

K G

」を

「 ——構造用集成材

」を

231 ——横断面における短辺が 15 センチ
メートル以上のもので、横断面

——

の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形（正方形を含む。）でないもの

もの

232

――――――横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの（この号の231に掲げるものを除く。）

)

233

――――――その他のもの

改める。

輸入統計品目表第4回へ――・丸〇印を次のものに替へる。

4811.90

――その他の紙、板紙、セルロース繊維のウェブ
シグ及びセルロース繊維のウェブ

100

――感熱紙

900

――その他のもの

C M

K G

C M

K G

ノ

輸入統計品目表第五二〇五
一號中

———綿のみから成るもの
洒白ノアレサのアーヴ

021 ———漂白していないもの（マーセライズ

したもの)を除く。)

022 | ————— その他のもの

KG
を

改める。

輸入統計品目表第五二〇五・四一号中

「——その他のもの」

———他の繊維を交えてないもの

029 | ——他の纖維を交えたもの

020 | ——その他のもの

改める。

輸入統計品目表第六一〇六・一〇号中

ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの

011	——— 合成纖維製のもの	N O	K G
012	——— 再生纖維又は半合成纖維製のもの	N O	K G
013	——— その他のもの		
014	——— 合成纖維製のもの	N O	K G
015	——— 再生纖維又は半合成纖維製のもの	N O	K G
016	——— その他のもの	N O	K G
017	——— その他のもの	N O	K G
018	——— その他のもの	N O	K G
019	——— 再生纖維又は半合成纖維製のもの	N O	K G
020	——— その他のもの	N O	K G
021	——— その他のもの	N O	K G
022	——— その他のもの	N O	K G
023	——— その他のもの	N O	K G
024	——— その他のもの	N O	K G
025	——— その他のもの	N O	K G
026	——— その他のもの	N O	K G
027	——— その他のもの	N O	K G
028	——— その他のもの	N O	K G
029	——— その他のもの	N O	K G
030	——— その他のもの	N O	K G
031	——— その他のもの	N O	K G
032	——— その他のもの	N O	K G
033	——— その他のもの	N O	K G
034	——— その他のもの	N O	K G
035	——— その他のもの	N O	K G
036	——— その他のもの	N O	K G
037	——— その他のもの	N O	K G
038	——— その他のもの	N O	K G
039	——— その他のもの	N O	K G
040	——— その他のもの	N O	K G
041	——— その他のもの	N O	K G
042	——— その他のもの	N O	K G
043	——— その他のもの	N O	K G
044	——— その他のもの	N O	K G
045	——— その他のもの	N O	K G
046	——— その他のもの	N O	K G
047	——— その他のもの	N O	K G
048	——— その他のもの	N O	K G
049	——— その他のもの	N O	K G
050	——— その他のもの	N O	K G
051	——— その他のもの	N O	K G
052	——— その他のもの	N O	K G
053	——— その他のもの	N O	K G
054	——— その他のもの	N O	K G
055	——— その他のもの	N O	K G
056	——— その他のもの	N O	K G
057	——— その他のもの	N O	K G
058	——— その他のもの	N O	K G
059	——— その他のもの	N O	K G
060	——— その他のもの	N O	K G
061	——— その他のもの	N O	K G
062	——— その他のもの	N O	K G
063	——— その他のもの	N O	K G
064	——— その他のもの	N O	K G
065	——— その他のもの	N O	K G
066	——— その他のもの	N O	K G
067	——— その他のもの	N O	K G
068	——— その他のもの	N O	K G
069	——— その他のもの	N O	K G
070	——— その他のもの	N O	K G
071	——— その他のもの	N O	K G
072	——— その他のもの	N O	K G
073	——— その他のもの	N O	K G
074	——— その他のもの	N O	K G
075	——— その他のもの	N O	K G
076	——— その他のもの	N O	K G
077	——— その他のもの	N O	K G
078	——— その他のもの	N O	K G
079	——— その他のもの	N O	K G
080	——— その他のもの	N O	K G
081	——— その他のもの	N O	K G
082	——— その他のもの	N O	K G
083	——— その他のもの	N O	K G
084	——— その他のもの	N O	K G
085	——— その他のもの	N O	K G
086	——— その他のもの	N O	K G
087	——— その他のもの	N O	K G
088	——— その他のもの	N O	K G
089	——— その他のもの	N O	K G
090	——— その他のもの	N O	K G
091	——— その他のもの	N O	K G
092	——— その他のもの	N O	K G
093	——— その他のもの	N O	K G
094	——— その他のもの	N O	K G
095	——— その他のもの	N O	K G
096	——— その他のもの	N O	K G
097	——— その他のもの	N O	K G
098	——— その他のもの	N O	K G
099	——— その他のもの	N O	K G
100	——— 毛皮付きのもの	N O	K G

改める。

輸入統計品目表第111・因式印

| 6211.11 | 000 | ——男子用のもの

| N O

| K G

輸入統計品目表第111・因式印

| ——毛皮付きのもの

| N O

| K G

| ——羊毛製又は纖獸毛製のもの

| N O

| K G

| ——その他のもの

| N O

| K G

| ——毛皮付きのもの

| N O

| K G

を

改める。

輸入統計品目表第六二一七・一〇号中
「 | 025 | —— 靴下類

| P R | K G | を

削る。

輸入統計品目表第六四〇一一・九九号中 「ストラップ又はバックルで」 を削る。

輸入統計品目表第六四〇六・九〇号中

「 | 110 | ——革製のもの

| K G | を

「 | 110 | ——毛皮を使用したもの

| K G | に

「 | 110 | ——革製のもの（毛皮を使用してあるかな
いかを問わない。）

| K G | に

改める。

輸入統計品目表第七三一六・九〇号中

「 | 040 | —— 鉄鋼製シャフト

| K G | を

削る。

輸入統計品目表第八二一〇七・七〇号中

「 020 —— 作用する部分に焼結した金属炭化物又は
サーメットを使用したもの（刃が取り付

けられているか、ないかを問わない。）

K G

削る。

輸入統計品目表第九〇三〇・八九四四

「 | 092 | —— ロジックアナライザー

| N O | K G |

| | を

を